

介護保険課からのお知らせ

介護保険の所得控除・医療費控除について

介護保険料は「社会保険料控除」の対象になります。申告額は平成17年1月～12月に納付した額(過年度分を含む)です。申告の際に領収書の添付は不要です。介護保険料の支払い額について不明な点は介護保険課へお問い合わせください。

平成17年中に支払った介護保険サービスの利用者負担額が「医療費控除」の対象となる場合があります(表参照)。申告の際には、医療費控除の対象金額が記載された領収書の添付が必要です。

おむつ代の医療費控除について
介護認定をされている方で、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても、介護保険課で発行する介護保険主治意見書内容確認書で代用できる場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

	サービス種類	控除の対象となる要件	控除の対象となる額
施設サービス	介護老人福祉施設	要介護1～5の認定を受けていること	特別食・特別居住費を除く施設サービスに要する費用と食費と居住費の自己負担額の1/2にあたる金額 ¹
	介護老人保健施設		特別食・特別居住費を除く施設サービスに要する費用と食費の自己負担額全額 ¹
	介護療養型医療施設		
居宅サービス	訪問介護	要支援または要介護1～5の認定を受けていること	利用者の自己負担額全額 ¹
	訪問リハビリテーション		
	通所リハビリテーション		
	居宅療養管理指導		
	短期入所療養介護	居宅サービス計画に基づいて、～のいずれかのサービスと併せて利用していること ³	居宅サービスに要する費用にかかる自己負担額(介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る)
	訪問介護 ²		
	訪問入浴介護		
	通所介護		
	短期入所生活介護		

- 1 理美容代などの日常生活費や個室等の使用料などの特別なサービス費用は対象となりません。
- 2 訪問介護のうち、生活援助が中心の場合は、控除の対象となりません。
- 3 老人保健・医療保健の訪問看護と併せて利用した場合も対象となります。

介護保険課(保内線2329)

変わる介護保険

地域包括支援センターとは

平成18年4月に設立される「地域包括支援センター」について説明します。

地域包括支援センターとは、いつまでも住み慣れた地域で生活を継続するためには、できるだけ介護が必要な状態にならないように、介護予防対策から状態の変化に合わせた医療・介護等のサービスまで、切れ目なく利用することが必要になります。このため、身近な地域で高齢者の心身の健康維持・保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な相談・支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターが設立されます。

運営は、地域包括支援センターが中心となり、医療・介護サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用し包括的かつ継続的に推進していきます。

職員体制
予防(保健師等)・福祉(社会福祉士)・ケアマネジャー支援(主任ケアマネジャー)の3つの分野を包括的に支援する体制です。

担当地域
日常生活圏域を基に、担当地域に居住されている方を原則に相談・支援を行います。(担当地域・運営主体は表を参照)

業務の内容
介護予防ケアマネジメント業務

介護予防事業は、介護が必要になる前の段階で状態を維持・改善する、または状態の

悪化を防ぐことを目的としています。

介護予防事業は、地域支援事業と新予防給付の2つがあります。地域支援事業では、日常生活の様子や基本健康診査と併せて行う介護予防に関する健診の結果等から介護予防事業への参加が必要である方を対象としています。新予防給付では、介護保険改正後の認定状態区分で要支援に該当する方が対象になります。この地域支援事業と新予防給付の対象者に、地域包括支援センターの職員が、本人の意向を確認し介護予防計画を作成し、市または事業所で介護予防事業を実施した効果を、地域包括支援センターの職員が一定期間において評価していきます。

地域の高齢者の実態把握や虐待への対応等を含む総合的な相談・支援・権利擁護業務
本人・家族・近隣の方等、高齢福祉課(保内線2349)

地域包括支援センターが担当する圏域

日常生活圏	地域包括支援センター	担当する圏域
中部	田無町地域包括支援センター	田無町 保谷町
	泉町地域包括支援センター	北原町、泉町 住吉町
南部	新町地域包括支援センター	柳沢、東伏見 新町
	向台町地域包括支援センター	南町 向台町
西部	緑町地域包括支援センター	緑町、谷戸町 ひばりが丘
	西原町地域包括支援センター	西原町 芝久保町
北東部	栄町地域包括支援センター	ひばりが丘北、栄町、北町、下保谷
	富士町地域包括支援センター	富士町、中町 東町

日常生活圏域・地域包括支援センターの名称は、今後変更の可能性があります。

地域のネットワークを通じて様々な相談を受けて、実態を把握し必要に応じて、サービスや制度の情報提供、関係機関の紹介等を行います。

成年後見制度の利用が必要であれば市の権利擁護センターと協力して申し立て等の支援をします。また、虐待を把握した場合には、訪問等で速やかに確認し、専門的または緊急の対応が必要かを判断し適切に対応します。

さらに、市や地方事務局と連携し、広報等で「成年後見制度」を幅広く普及させていきます。

成年後見人制度とは：
認知症の方や精神障害者等判断能力が不十分で、自身で財産の管理や契約等ができない場合に、本人・配偶者が家庭裁判所に申し立てをして、後見人に契約の法律行為の代理等をしてもらう制度です。

ケアマネジャーへの支援
地域のケアマネジャーへの相談窓口を設置し、個別に指導・相談を行います。また、医療機関も含めた関係機関との連携のもとで指導・助言を行います。

ひとり親家庭医療費助成制度について

ひとり親家庭医療費助成の現況届を提出され、平成17年度ひとり親家庭医療費助成制度に該当した方には、新医療証(平成18年1月1日から12月31日まで有効)を郵送しました。引き続きご利用ください。未提出の方は至急提出してください。

この制度は、18歳に達した日の属する年度の末日(障害がある場合は20歳未満)までの児童のいるひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して保険診療でかつた医療費の自己負担分(平成13年1月1日から老人保健法による一部負担相当額の控除後)を助成する制度です。

助成を受けられる方
ひとり親家庭の児童と、その父か母

養育者と養育されている児童
申請書類
申請書
戸籍謄本

平成17年1月2日以降西東京市へ転入された方は、前住所地の区市町

扶養親族等の人数	本人所得制限額(円)	扶養義務者所得制限額(円)
0人	1,920,000	2,360,000
1人	2,300,000	2,740,000
2人	2,680,000	3,120,000
3人	3,060,000	3,500,000
4人	3,440,000	3,880,000

以降1人増えるごとの380,000円加算
所得とは、給与所得者は給与控除後の金額、確定申告の方は収入から必要経費を引いた金額。
児童扶養手当と同様に扶養費の8割が、所得に加算されます。
所得から次のものを控除して、所得制限を確認してください。
社会保険料相当額一律8万円、障害・勤労学生・寡婦(寡夫)控除・寡婦特例控除加算・高齢者控除、雑損・医療費・小規模企業共済等掛金の相当額、配偶者特別控除

区分	自己負担割合	自己負担限度額	
		月額 = 外来(個人)	月額(世帯) = 外来 + 入院
一般	医療費の1割	12,000円	40,200円 入院時食事療養費標準負担額は自己負担
低所得	なし	なし	なし 入院時食事療養費標準負担額は自己負担

低所得とは、住民税非課税世帯を言います。
老人保健法は、将来改正が予想されます。改正された場合は、上記自己負担の内容も改正される場合があります。

村長の発行する「平成17年度所得証明書」扶養人数および各種控除内容および課税状況等の記載されているもの)
加入健康保険証のコピー
「身体障害者手帳」または「愛の手帳」(お持ちの方)
印鑑
児童扶養手当を受給中の方は、の添付を省略できますが、平成17年度児童扶養手当証書を提示してください。

助成対象以外の方
所得(養育費含む)が制限額以上の方
生活保護を受けている方
各施設の自己負担のない施設に入所している方
提出先および問合せ先 子育て支援課(田無庁舎1階/保谷庁舎1階)
申請の受け付けは田無庁舎および保谷庁舎のみで取り扱いますので、ご注意ください
子育て支援課(保内線1525)